

国 水 水 第 5 2 1 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 市 }
 { 特 別 区 } } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水 道 事 業 者 }
 { 水 道 用 水 供 給 事 業 者 } } 殿

国設置専用水道の設置者 殿
(各地方整備局等水道担当經由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長

水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について
(重要施設に接続する配水支管等の耐震化関係)

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（令和8年国土交通省令第40号。以下「改正省令」という。）が、令和8年4月1日に公布され、令和8年10月1日から施行されることとなった。

ついては、下記に留意の上、適切な運用に努められるとともに、各都道府県にあっては、貴管内の都道府県知事認可水道事業者及び水道用水供給事業者並びに町村に周知方取り計られ、水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第1条第7号では、水道施設（水道法第3条第8項に規定する水道施設をいう。）の重要度に応じて、レベル1地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。以下同じ。）又はレベル2地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。以下同じ。）に対して備えるべき施設要件を定めている。

第1条第7号イにおいては、レベル1地震動に対して当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル2地震動に対して生ずる損傷が軽微であって当該施設の機能に重大な影響を

及ぼさないように対策を講ずべき対象施設を列挙しており、水道施設の根幹を構成する配水施設等が対象となっている。

現行の規定では、配水施設のうち、配水本管並びにこれに接続するポンプ場及び配水池等は同号イの対象施設になっているものの、配水本管から分岐して給水管に接続する配水支管並びにこれに接続するポンプ場及び配水池等については対象となっていない。しかしながら、令和6年能登半島地震において、配水支管を含む水道施設が甚大な被害を受けたことを踏まえ、医療施設や避難所等の災害時に特に給水を確保する必要がある施設に繋がる配水支管並びにこれに接続するポンプ場及び配水池等については、配水本管と同様にその耐震化を講ずる必要があることが明らかとなった。そのため、水道施設の備えるべき耐震性能を見直し、災害時に特に給水を確保する必要がある施設の配水支管並びにこれに接続するポンプ場及び配水池等についても、適切な耐震性能の確保が図られるよう所要の改正を行ったものである。

2. 改正の概要

第1条第7号イの対象施設に、災害時に特に給水を確保する必要がある施設の配水支管並びにこれに接続するポンプ場及び配水池等を追加する。

3. 留意事項

- (1) 改正省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令（以下単に「省令」という。）第1条第7号イ（i）に規定する「配水管のうち、給水管の分岐のないもの」とは、配水本管をいうものであること。
- (2) 省令第1条第7号イ（ii）に規定する「災害その他非常の場合における確実な給水を確保する必要性が高い施設」とは、地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の災害時に水道機能の確保が必要な重要施設（以下「重要施設」という。）をいうものであること。
- (3) 省令第1条第7号イ（ii）に規定する「配水管のうち、災害その他非常の場合における確実な給水を確保する必要性が高い施設に給水する給水管が分岐して設けられたもの」とは、重要施設に接続する配水支管をいうものであること。
- (4) 重要施設の設定においては、「国水水第201号 上下水道耐震化計画の策定について（令和6年9月24日）」、「（事務連絡）上下水道耐震化計画策定にあたっての留意事項について（令和6年9月24日）」、「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き（平成29年5月厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課）」を参考に下水道事業者や防災部局等と調整し、適切に設定されたい。
- (5) 施行日である令和8年10月1日以降に、新たに設置の工事を行う際には、省令の適用の対象になることに留意されたい。

4. 経過措置の考え方

改正省令附則第2項では、改正省令の施行の際に現に設置され、又は設置の工事が行われている水道施設（重要施設に接続する配水支管並びにこれに接続するポンプ場及び配水池等に限る。以下「既存施設」という。）について、当該施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定を適用しないとの経過措置を置いている。これは、既存施設についても省令第1条第7号イの規定に適合させることが望ましいが、全ての水道施設を直ちに適合させることはできないという実情を考慮したものである。なお、国土交通省としては、既存施設に関してもできるだけ速やかに新基準に適合させることが望ましいと考えているので申し添える。